

北海道等20道県の国民保護計画の変更

- 平成21年3月17日の閣議において、20道県（北海道、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、鳥根県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の国民保護計画の変更について「政府としては、異議がない」旨を決定。
- 政府としては、各都道府県における国民保護に係る実施体制をさらに充実させていくために、各都道府県に対し、国民保護計画の適切な見直しを引き続き助言。

- ・ 都道府県は、国民保護計画について、毎年度、訓練や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて変更を行っており、計画の変更にあたっては、軽微な変更を除き、総理大臣協議（要閣議）が必要とされている。
- ・ 本年度については20道県から計画の変更に関する総理大臣協議の申し出があった。変更内容の概要は別紙のとおり。
- ・ 20道県の計画変更について、内閣官房を中心に関係省庁・関係道県と調整を行ったが、特段の問題はないとされたことから、「政府としては、異議がないものとする」旨を閣議で決定。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官 滝川 伸輔 電話 03-3581-8926

北海道等20道県の国民保護計画の変更概要

(1) 他都道府県・関係機関との連携強化

- ・全国都道府県における広域応援協定等に基づき、他の都道府県と連携。(北海道など11道県)
- ・災害時における道及び市町村相互の応援協定に基づき、道及び市町村相互の連携。(北海道)
- ・災害時における物資の供給に関する協定書等に基づき、食品販売事業者等と連携。(北海道)
- ・被災者の捜索において、海上保安庁と連携。(奈良県)

(2) 参集体制の充実

- ・24時間即応体制を確保。(山形県、奈良県)
- ・参集方法等に関するマニュアルを制定。(長崎県)

(3) DMATの活用

県DMAT(Disaster Medical Assistance team)の運営開始に伴う、DMATの活用。(山形県)

(4) 通信手段の充実

- ・非常通信手段として、衛星携帯電話の配備拡大。(群馬県)
- ・住民の避難地域間の通信手段として、地域衛星通信ネットワーク等を新たに追加。(群馬県)

(5) 都道府県国民保護対策本部の組織等の変更

県庁組織の改正等により、都道府県国民保護対策本部の組織、運営方法を変更。(北海道、和歌山県、長崎県)

(6) 現地調整所の活用

現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があるとき、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場として、知事は、現地調整所を設置。(北海道など18道県)

(7) 合同対策協議会への出席

国が現地対策本部を設置し、現地対策本部長が、関係機関相互の情報交換を行うため、合同対策協議会を設置した場合、同協議会に知事又は県職員が出席。(北海道など18道県)

(8) 安否情報システムの活用

安否情報の収集、整理及び提供において、原則、消防庁が運用する安否情報システムを利用。(北海道など18道県)

(9) ヘリポートの管理者の変更

ヘリポートの管理者を事業者から県に変更し、指定管理者制度により管理。(群馬県)

(10) 緊急被ばく医療体制の変更

緊急被ばく医療におけるスクリーニング体制の変更。

(従前) 鹿児島大学病院・国立病院機構鹿児島医療センターを中心に実施

(変更後) 上記に加え、県放射線技師会がスクリーニングを補助

(鹿児島県)

(11) その他

- ・県が国民保護法に基づく警戒区域を設定した場合の通知先として、法定の市町村長に、県警察を追加。(山形県)
 - ・実情を踏まえ、墓地の埋葬可能数の把握を計画から削除。(奈良県)
 - ・警報を解除する場合の手続について追加。(和歌山県)
 - ・運営が効率的と判断される場合に、国と調整の上、国と県が共同で現地対策本部を設置、運用。(島根県)
- 等